

2月8日(日)衆議院議員総選挙

投票時間／午前7時～午後8時 最高裁判所裁判官国民審査

私達の代表を決める選挙です。 あなたの大切な一票を投じてください。

★ 大治町で投票できる人

日本国民であって、次の要件を備え、令和8年1月26日現在で調製した選挙人名簿に登録されている人です。

*年齢要件

令和8年2月8日(選挙期日)現在で満18歳以上の人

(平成20年2月9日以前に生まれた人)

*住所要件

令和7年10月26日以前に大治町に転入届をし、引き続き令和8年1月26日現在住民基本台帳に記録されている人。

大治町で3カ月以上住民基本台帳に記録されていた人(令和8年1月26日現在は転出)であって転出後4カ月を経過していない人。

なお、令和7年10月27日以後に転入された人は前住所地の市区町村で、同日以後に転出された人は大治町で投票を行うことになります。

★ 転入・転出された人

引っ越しして3カ月経過している場合

→新住所地で投票できます。

引っ越しして3カ月経過していない場合

→旧住所地で投票できます。※ただし、旧住所地に3カ月以上住んでいる必要があります。

選挙期間中に旧住所地に投票に行けない場合は、不在者投票という制度を活用することができます。

★ 投票所入場券

投票所入場券は、1人につき1枚のはがきで発送します。

期日前投票を行う場合は、裏面の宣誓書を記入したうえでお持ちいと、手続きが早く済みます。

万一、投票所入場券が届かなかったり、紛失した場合は、投票所で係員にお申し出ください。投票所入場券がなくても、選挙権があり選挙人名簿に登録されている人は投票することができます。

投票所入場券に選挙期日当日の投票所の場所が記載されています。

★ 代理投票・点字投票

心身の故障その他事由により、自分で投票用紙に候補者の氏名等を書くことができない人のために「代理投票」が認められています。

代理投票は2人の投票補助者が決められ、そのうち1人が選挙人の指示に従って記入をし、もう1人が指示どおりかどうか確認します。

なお、投票の秘密は固く守られます。

また、目の不自由な人については、点字による投票することができます。投票所には備付けの点字器があります。

代理投票および点字投票のいずれの場合も、投票所の係員にその旨をお申し出ください。

なお、代理投票および点字投票は、期日前投票所においても行うことができます。



★ 選挙に関するお問い合わせ

大治町選挙管理委員会(大治町役場 総務部 総務課)

電話 (052) 444-2711 ファックス (052) 443-4468

E-mail somuka@town.oharu.lg.jp

URL <https://www.town.oharu.aichi.jp/1962.htm>



★ 期日前投票

仕事や旅行などで選挙期日当日に都合が悪い人は、期日前投票制度をご利用ください。

また、平日は福祉巡回バスが運行しています。町民どなたでも利用できますので、裏面の運行表を参考にお気軽にご利用ください。

※期日前投票をされる人は、投票所入場券の裏面の宣誓書を記入したうえで、投票所入場券をお持ちになってください。

投票所入場券がなくても投票することはできますが、お持ちいただくと手続きが早く済みます。

期間 1月28日(水)～2月7日(土)

毎日 午前8時30分～午後8時

※最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は

2月1日(日)～2月7日(土)です。

場所 大治町役場 3階 第3会議室



★ 不在者投票の手続き

① 旧住所地の市町村の選挙管理委員会に投票用紙など必要な書類を請求します。

※書類のやり取りを郵送で行うため手続きに時間がかかりますので、早めに手続きしてください。

※マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナポータル内のぴったりサービスからも請求が可能です。

② 請求された方に投票用紙などが交付されます。

③ 新住所地の市町村の選挙管理委員会に交付された投票用紙などを持参して投票してください。

詳しくは、大治町選挙管理委員会にお問い合わせください。(ホームページにも記載があります。)

★ 郵便等による不在者投票

この制度を利用できる人は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳の交付を受けている人で障害の程度が下表に該当する人、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人です。また、郵便等による不在者投票における代理記載制度もあります。

この郵便等による不在者投票は、あらかじめ大治町選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受け、その証明書を添付して選挙期日4日前(2月4日)までに投票用紙等を請求する必要がありますので、この制度を利用しようとする人は、お早めに大治町選挙管理委員会にお尋ねください。

郵便等による不在者投票関連の申請書等の様式は、大治町選挙管理委員会のホームページからダウンロードすることができます。

手帳区分 障害名	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢、体幹	1級または2級	特別項症～第2項症
移動機能	1級または2級	
心臓、じん臓、呼吸器、直腸、小腸、ぼうこう	1級または3級	特別項症～第3項症
免疫	1級～3級	
肝臓	1級～3級	特別項症～第3項症

区分	介護保険被保険者証
要介護状態区分	要介護5

★ 指定病院等や滞在地の市区町村における不在者投票

都道府県選挙管理委員会の指定する病院、老人ホーム等に入院・入所されている人や、長期出張等により大治町以外の市区町村において投票を希望される人は不在者投票をすることができます。

入院・入所先の病院長(管理者)等または大治町選挙管理委員会にお申し出ください。

★期日前投票で福祉巡回バスを利用する場合のご案内

運行日：月曜日～金曜日（祝日は除く）

※下記の時刻表は期日前投票を利用する人向けに時刻の並び順を変更しています。ご了承ください。

なお、ルート及び各バス停の発着時刻に変更はありません。

停留所	時刻
福勢神明社前	8:56
大辻明神社南	9:01
西条郵便局前	9:02
三洋化成西	9:04
西條防災コミュニティセンター	9:05
四季の里南	9:09
西部児童クラブ	9:11
殿池神社前	9:12
多世代交流センター	9:14
土井ノ池ちびっこ広場	9:17
総合福祉センター北	9:21
総合福祉センター（到着）	9:26
	停留
総合福祉センター（出発）	9:35
みきクリニック前	9:37
砂子川崎地蔵前	9:39
砂子神楽前	9:40
中割球技場	9:41
砂子東部防災ふれあいセンター	9:44
鎌須賀秋葉神社前	9:45
鎌須賀茶屋ちびっこ広場	9:47
八ツ屋防災コミュニティセンター北	9:48
八ツ屋高架橋下	9:49
八ツ屋消防倉庫前	9:51
大治町便局東	9:54
北間島宮西ちびっこ広場	9:55
大治町スポーツセンター	9:57
大治町役場（到着）	10:02
	投票
大治町役場（出発）	10:53

停留所	時刻
多世代交流センター	10:08
土井ノ池ちびっこ広場	10:10
三本木水防倉庫	10:13
明治町資源ごみ等集積場	10:14
総合福祉センター北	10:17
総合福祉センター（到着）	10:22
	停留
総合福祉センター（出発）	8:30
名探マンション前	8:32
明眼院南	8:34
堀之内東光寺前	8:36
北間島柿木ちびっこ広場	8:40
長牧A倉庫前	8:42
長牧上地蔵前	8:44
大治町スポーツセンター	8:48
大治町役場（到着）	8:53
	投票
大治町役場（出発）	10:02
	12:02
	15:02
	17:02

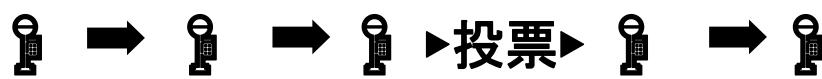
例えば、午後に土井ノ池ちびっこ広場から出発する場合、

15:10 15:22 15:30 15:53 17:02



例えば、午前中に多世代交流センターから出発する場合、

9:14 9:26 9:35 10:02 10:53 11:14



★投票所案内

西条北投票区 西條防災コミュニティセンター



地区
大辻、福島
島井、壱町田
東町、西町

西条南投票区 多世代交流センター



地区
中之切、地内
南屋敷、西之切
明治町、城前田

砂子西投票区 総合福祉センター希望の家



地区
三本木西・東
深田A・B・C・D
西部、川崎
第二川崎
第三川崎、中部

砂子東投票区 大治南保育園



地区
東部、第二東部
第三東部
大宮崎
第二大宮崎
柳原、鎌須賀

北間島投票区 スポーツセンター武道場兼運動室



地区
八ツ屋東・西
長牧A・B
東條、北間島

令和7年度より

投票所施設を変更しました！

体育馆 ⇔ 西校舍

堀之内投票区 大治小学校 西校舍



地区
中島
花常西・東・北
馬島西・東
堀之内、福勢